

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十一月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十四号」の下に「。以下「法」という。」第十九条の十六第一項の規定による少額領収書等の写しのうち、広島県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が提出を受けたもの及び法」を加え、「第二百七十七号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「以下において同じ。」を「以下同じ。」に、「広島県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

第二条の見出しを「収支報告書等の写しの交付」に改め、同条第一項中「政治資金規正法」を「法」に、「別記様式第一号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第一号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第四項中「別記様式第二号」を「別記様式第十二号」に改め、同条第五項中「別記様式第三号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第二条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（少額領収書等の写しの開示）

第二条 法第十九条の十六及び令第十一条に規定する次表の上欄に掲げる書面等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

書面等	様式
開示請求書（法第十九条の十六第三項）	別記様式第一号
提出命令書（法第十九条の十六第五項）	別記様式第二号
提出命令期限の延長申出書（法第十九条の十六第八項）	別記様式第三号
提出期限の延長通知書（法第十九条の十六第九項）	別記様式第四号
開示決定通知書（法第十九条の十六第十一項）	別記様式第五号
不開示決定通知書（法第十九条の十六第十二項）	別記様式第六号
開示決定等の期限の延長通知書（法第十九条の十六第十三項）	別記様式第七号
開示決定等の期限の延長通知書（法第十九条の十六第十四項）	別記様式第八号
開示の実施方法等申出書（令第十一条第一項）	別記様式第九号

更なる開示の申出書（令第十一条第三項）

別記様式第十号

第五条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第十四号」に改める。

別記様式第四号を別記様式第十四号とし、別記様式第三号中「海」を「海」に改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第二号中「海」を「海」に改め、同様式を別記様式第十二号とする。

別記様式第一号中「海」を「海」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第十一号の前に次の十様式を加える。

## 少額領収書等の写しに係る開示請求書

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

氏 名：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住 所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)  
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 3 項の規定に基づき、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

### 1 請求する少額領収書等の写し

年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目

備考 支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目を記入してください。

- ①光熱水費      ②備品・消耗品費      ③事務所費  
④組織活動費      ⑤選挙関係費      ⑥機関紙誌の発行その他の事業費      ⑦調査研究費      ⑧寄附・交付金      ⑨その他の経費

少額領収書等の写しに係る提出命令について (通知)

様

広島県選挙管理委員会 

貴国会議員関係政治団体平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し (政治資金規正法 (昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し) について、法第19条の16第3項の規定に基づき開示請求があったので、法第19条の16第5項に基づき、次のとおり提出してください。

1 開示請求内容

2 少額領収書等の写しについて

少額領収書等の写しとは、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しのことです。

なお、領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面 (「領収書等を徴し難かった支出の明細書」) 又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しを提出する必要があります。

3 提出の方法

(1) 初めて提出する場合

上記1に係る少額領収書等を複写機により日本工業規格A列4番の用紙に複写し、支出がされた年、支出項目ごとに分類して、提出命令があった日 (この通知が貴国会議員関係政治団体に到達した日) から20日以内に提出してください。

なお、提出命令があった日から20日以内に、広島県選挙管理委員会に到達する必要がありますので、余裕を持って郵送等してください。

(2) 既に提出している場合

上記1に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合は、その旨を通知してください。

(3) 開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書等の写しが提出されていない場合

今回の通知以前に、上記1に掲げる開示請求内容と同一の通知を受け、それに係る少額領収書等の写しが提出されていない場合は、同一の少額領収書等の写しを2部提出する必要はなく、先の通知に係る少額領収書等の写し1部を提出すれば足りるものであり、今回の通知に対しては、同一の少額領収書等の写しを既に提出している旨、通知してください。

#### 4 提出期限の延長

事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があった日から20日以内に提出できない場合は、30日間延長を求めることができます。期限の延長を求めるときは、提出命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由、事務の状況などを記載した書面を広島県選挙管理委員会あてに提出してください。なお、提出期限の延長があった場合は、開示請求者に対しその旨通知されます。

#### 5 未提出の場合

提出命令に違反して、少額領収書等の写しを提出しない場合は、その旨を開示請求者に通知するとともに、提出されるまでの間、貴国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地等がインターネットにより公表されることとなります。

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令期限の延長について (通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称 \_\_\_\_\_  
会計責任者の氏名 \_\_\_\_\_

少額領収書等の写しに係る提出命令 (平成 年 月 日付け県選第 号) に  
より通知のあったことについて、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の  
16第8項の規定に基づき、次のとおり提出期限の延長を申し出いたします。

- 1 延長を求めめる期間 30日間
- 2 命令があつた日 年 月 日
- 3 延長を求めめる理由  
(1)  選挙期間中であるため  
(政治資金規正法施行規則 (昭和60年自治省令第17号) 第14条の2の5第1号に該当)

公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_

・選挙の種類

衆議院議員総選挙  参議院議員通常選挙

その他 (以下に具体的に記入してください。)

\_\_\_\_\_

・当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

公示又は告示の日 年 月 日

当該選挙の期日 年 月 日

- (2)  少額領収書等の写しが著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため (同規則第14条の2の5第2号に該当)  
(事務の状況その他の事情)

- (3)  (1), (2)のほかに正当な理由があるため (同規則第14条の2の5第3号に該当)  
(事務の状況その他の事情)

県 選 第 号  
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出期限の延長について (通知)

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、次のとおり、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16第7項の規定に基づき、提出期限の延長の申出がありましたので通知します。

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

県 選 第 号  
平 成 年 月 日

## 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 

平成 年 月 日付けで請求のあった国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しました。

- 1 開示する国会議員関係政治団体の名称
- 2 開示しない部分及びその理由
- 3 担当部署  
広島県選挙管理委員会  
電話 082-513-2605
- 4 開示の実施の申出  
開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第2項の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を広島県選挙管理委員会まで提出してください。(「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等を参照してください。)

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(審判において広島県を代表する者は、広島県選挙管理委員会となります。)



県 選 第 号  
平 成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの  
開示請求について、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16 第12項の  
規定に基づき、次のとおり、開示しないことを決定しました。

1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称

2 開示しない理由

3 担当部署  
広島県選挙管理委員会  
電話 082-513-2605

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第5条の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があつたことを知つた日から6ヶ月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において広島県を代表する者は、広島県選挙管理委員会となります。)

県 選 第 号  
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について (通知)

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、次のとおり、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条の16 第13項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長します。

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

県 選 第 号  
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について (通知)

様

広島県選挙管理委員会



平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、次のとおり、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 14 項に基づき、開示決定等の期限の延長します。

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 法第 19 条の 16 第 14 項の規定を適用することとした理由
- 3 開示決定等の期限

## 少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令 (昭和 50 年政令第 277 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

- 1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等  
日 付：  
文書番号：

- 2 求める開示の実施の方法  
下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。  
(複写機による複写の場合は、1 枚あたり 10 円の手数料がかかります。)

		実施の方法		複写したものの 合計枚数
1	閲覧	1 全部	( )	( )
		2 一部	( )	( )
2	複写機により白黒で複写したものの の交付	1 全部	( )	( )
		2 一部	( )	( )

- 3 開示の実施を希望する日  
平成 年 月 日

- 4 「写しの送付」の希望の有無  
有 : 同封する郵便切手の額 円  
無

- 5 担当部署  
〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県選挙管理委員会  
電話 082-513-2605

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称

住所又は所在地

連絡先電話番号

政治資金規正法施行令 (昭和 50 年法律第 277 号) 第 11 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

- 1 更なる開示を求める国会議員関係政治団体の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

備考 少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。